

2009年12月21日

国土交通大臣 前原 誠 司 様

公共事業チェック議員の会
会長 参議院議員 松野 信夫

補助ダム事業の政策転換に関する緊急提言

前原国土交通大臣は、さる12月15日、各道府県知事に対して、国直轄ダムだけでなく補助ダム事業についても「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を求められました。前原大臣の強い決意と実行力に深甚の敬意を表します。

当会は、補助ダム事業についての政策転換を求めるにあたり、国土交通大臣として次の措置をとられることを提言いたします。

- 1 来年度予算においては個別ダムの進捗状況等を考慮して、継続ダムと要検証ダムに区分するとされているが、以下に該当するダム事業は要検証ダムとすること
 - ① 本体工事に着手していないダム事業、もしくは着手していても2010年度末までに確実に完成する見込みのないダム事業
 - ② 地元および周辺の住民からダム反対の意思が示されているダム事業

- 2 土地収用法による強制収用の準備が進められているダム事業について、事業認定庁である国土交通省として次の指示を行うこと
 - ① 土地収用法に基づく事業認定が申請されている補助ダム事業については事業認定の審査をダム見直し基準に基づく見直しが終わるまで凍結するよう、関係する地方整備局長及び北海道開発局長に指示すること（例、長崎県の石木ダム）
 - ② 事業認定取り消し訴訟が提起されている補助ダム事業については、「ダム見直し基準に基づく見直しが終わるまで訴訟進行の凍結を求めること」を被告の国土交通大臣として裁判所に申し出るよう、関係する地方整備局長及び北海道開発局長に指示すること（例、香川県の内海ダム再開発、石川県の辰巳ダム）

以上